

平成22年第2回幸田町議会定例会会議録（第4号）

---

議事日程

平成22年6月28日（月曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第30号議案 幸田町火災予防条例の一部改正について  
第31号議案 財産の取得について（災害対応特殊救急自動車）  
第32号議案 財産の取得について（高度救命処置用資機材）  
第33号議案 平成22年度幸田町一般会計補正予算（第1号）  
陳情第4号 働く者の権利を守り、住民の安全・安心を確保し、憲法擁護・核兵器のない世界を求める陳情書  
陳情第5号 「選択的夫婦別姓法に反対」の意見書の提出を求める陳情書
- 日程第3 閉会中の委員会行政視察の件
- 

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

---

出席議員（14名）

1番 酒向弘康君	2番 大嶽弘君	3番 池田久男君
4番 水野千代子君	6番 足立嘉之君	7番 鈴木博司君
8番 杉浦務君	9番 鈴木修一君	11番 大須賀好夫君
12番 内田等君	13番 丸山千代子君	14番 伊藤宗次君
15番 夏目一成君	16番 鈴木三津男君	

欠席議員（0名）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	近藤徳光君	総務部長	新家道雄君
健康福祉部長	伊澤伸一君	参事	杉浦護君
環境経済部長	松本和雄君	建設部長	鍋田堅次郎君
会計管理者	鈴木政巳君	教育長	内田浩君
教育部長	牧野良司君	消防長	酒井利津夫君

---

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長	鈴木久夫君	主幹	鈴木政彦君
------	-------	----	-------

---

○議長（鈴木三津男君） おはようございます。

何かと御多忙のところ、長期間にわたり熱心に御審議を賜り、ありがとうございます。  
ここで、お諮りいたします。

本日、中日新聞社より議場内の写真撮影の申し出がありました。これを許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(鈴木三津男君) 御異議なしと認めます。

よって、中日新聞社により議場内の写真撮影は許可することに決定いたしました。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長(鈴木三津男君) ここで、総務部長からの発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

[総務部長 新家道雄君 登壇]

○総務部長(新家道雄君) おはようございます。

先般開催の議案質疑及び産業建設委員会にて資料の要求がございました。本日、お手元に配付いたしておりますので、よろしく願いをいたします。

[総務部長 新家道雄君 降壇]

○議長(鈴木三津男君) 本日、説明のため出席を求めた理事者は、前回同様10名であります。

---

#### 日程第1

○議長(鈴木三津男君) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を、7番 鈴木博司君、8番 杉浦 務君の御両名を指名いたします。

---

#### 日程第2

○議長(鈴木三津男君) 日程第2、第30号議案から第33号議案までの4件と陳情第4号及び陳情第5号の2件を一括議題といたします。

これより委員長報告を行います。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

3番、池田久男君。

[3番 池田久男君 登壇]

○3番(池田久男君) 皆さん、おはようございます。

お手元の審査結果報告書、朗読をもって報告といたします。

総務委員会審査結果報告書

平成22年6月28日

議長 鈴木三津男様

委員長 池田 久男

平成22年第2回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告いたします。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読いたします。

第30号 幸田町火災予防条例の一部改正について。対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令等の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第31号 財産の取得について（災害対応特殊救急自動車）。災害対応特殊緊急自動車の取得に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第32号 財産の取得について（高度救命処置用資機材）。高度救命処置用資機材の取得に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第33号 平成22年度幸田町一般会計補正予算（第1号）。第1条歳入全部 1,000万円追加、歳出 15款総務費600万円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

陳情第4号 働く者の権利を守り、住民の安全・安心を確保し、憲法擁護・核兵器のない世界を求める陳情書。働く者の権利を守り、住民の安全・安心を確保し、憲法擁護・核兵器のない世界を求め、国等に対し意見書の提出を求める陳情。賛成なしをもって、不採択すべきものと決した。

以上です。

〔3番 池田久男君 降壇〕

○議長（鈴木三津男君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

1番、酒向弘康君。

〔1番 酒向弘康君 登壇〕

○1番（酒向弘康君） おはようございます。

お手元の審査結果報告書の朗読をもって報告といたします。

産業建設委員会審査結果報告書

平成22年6月28日

議長 鈴木三津男様

委員長 酒向 弘康

平成22年第2回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読いたします。

第33号 平成22年度幸田町一般会計補正予算（第1号）。第1条歳出 35款農林水産業費400万円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

以上です。

〔1番 酒向弘康君 降壇〕

○議長（鈴木三津男君） 次に、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

8番、杉浦 務君。

〔8番 杉浦 務君 登壇〕

○8番（杉浦 務君） おはようございます。

審査結果報告書の朗読をもって報告とさせていただきます。

文教福祉委員会審査結果報告書

平成22年8月28日

議長 鈴木三津男様

委員長 杉浦 務

平成22年第2回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

陳情第5号 議案名 「選択的夫婦別姓法に反対」の意見書の提出を求める陳情書。  
概要 家族のきずなが希薄になりかねない夫婦別姓を容認する法案に反対する意見書の提出を求める陳情。結果 賛成少数をもって不採択すべきものと決した。

以上であります。

[8番 杉浦 務君 降壇]

○議長（鈴木三津男君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

まず、総務常任委員長に対する質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 陳情第4号についてであります。

審査結果につきましては、「賛成なしをもって不採択すべきもの」と、こういうふうになっているわけですが、賛成なしということは、反対ありということですよ。

お手元に陳情書の写しは持っておみえかと思えます。その項目の内容に従って、委員会でどのような審議がなされたのか、お伺いをするものであります。

まず、陳情のページ数でいきますと14ページになります。14ページの3番目に、「働く労働者の官製ワーキングプアをなくす」と、こういうくだりがございます。このワーキングプアとは、働く貧困層、こういうふうに訳されているわけですが、このワーキングプアについて、どういう状況にあるものをワーキングプアと言うのか、そういうことも含めて、総務委員会でこのワーキングプアについてどのような御審議がなされたのか、説明・答弁を求めます。

○議長（鈴木三津男君） 3番、池田君。

○3番（池田久男君） お答えいたします。

この3番のワーキングプアについては、ワーキングプアの解消の目的、それから反対に企業経営の圧迫の要因になるということで、中小企業の支援策も検討されるというところで、もうしばらく政府の動きを見ていきたいという意見でありました。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私はそういうことをお尋ねしたわけじゃない。

ここで言うところのワーキングプアとは、どういう状況に置かれている労働者の姿を言うのか。ワーキングプアとは何ぞやと、こういうことを委員会で御審議されたかどうかという問いであります。的外しの説明・答弁を求めておるものではございません。

○議長（鈴木三津男君） 3番、池田君。

○3番（池田久男君） そのような意見は出ませんでした。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 続きまして、ページ数でいきますと、15ページ、次のページになります。

その1番の中で、「住民サービスの向上のために必要な人員を正規職員で確保するよう努力してください。また、非正規職員の正規職員化を図ってください」、こういうくだりがございます。

この正規職員、非正規職員の関係で、我が幸田町には正規職員が何名おって、非正規職員と言われる職員がどのような状況に置かれ、さらに何人おるのか。つまり、幸田町における非正規職員の実態について、委員会では審議されたかどうか、説明・答弁を求めます。

○議長（鈴木三津男君） 3番、池田君。

○3番（池田久男君） 非正規職員の人数は意見は出ませんでしたけど、住民サービスの向上のためには、非正規職員であっても住民サービスは変わらないと思っているという意見でございました。

また、本町においても、必要な人員を確保しているということでございます。そういう意見でございました。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私は、仕事をやっているとか、やっていないとか、住民サービスがどうのこうのということじゃない。どうも、まともに私の質問を受けとめて、正面から答えようという姿勢に欠けるのが委員長の発言の内容ということが言える。

そうした中で、非正規職員と正規職員、幸田町の正規職員は314名、非正規職員は何名なのか。そういう実態についてお尋ねをしておるわけです。

あなたの答弁でいきますと、必要な人員は確保しとるんだと、こういう当局の説明があったと。じゃあ、必要な人員とはどれだけだ、必要な人員とは何なのかということ委員会御審議をされたのかどうなのか、数字についてお答えをいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 3番、池田君。

○3番（池田久男君） 数字については、意見はございませんでした。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、現在、幸田町における職員の構成、正規職員が314名、非正規職員がその109%おる。つまり、314人に対して、非正規職員が342名です。そういうこともお聞きせずに、いや、必要な人員は確保されているんだと。じゃあ、必要な人員というものの尺度はどこにあるのか。人員は聞いとらへんと、当局が言ったのを、ごもつとも、ごもつともと言って聞き流しただけだけれども、必要な人員とは何を指すのか、答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 3番、池田君。

○3番（池田久男君） 委員会での意見は、そのような意見も出なかったもので、審議もいた

しませんでした。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 必要な審議はしてこなかった。必要な審議はしてこなかったけれども、当局が必要な人員を確保したから、よっしゃと、こういうことですよ、その実態なしと。こういうのが委員会の審議の内容だということを、今、委員長が説明の中で答弁された内容であります。

次に、5番目、「国に対して、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください」と、こういう中で、5番目の項です。5番目で、「政府の労働者派遣法「改正」案は労働者保護の実効性は乏しく、製造業派遣・登録型派遣は例外なく直ちに廃止するなど、抜本的な改正を行ってください」、こういう陳情の項目がございます。

今日、これほどまで働く者のルール、働くルールが壊されてきた。その大もとは、小泉の構造改革と規制緩和、このもとで、派遣労働者という極めて身分が不安定で劣悪な労働条件の中で働かされる労働者というのが随分ふえてきた。

こういう中で、抜け穴だらけの労働者派遣法の改正ではなくて、働く者のルールをきちっと確保して、労働者派遣法の改正をしてくださいよと、こういうのがこの陳情の内容であります。

したがって、総務委員会でこの抜け道だらけの労働者派遣法改正案の内容について、委員会で審議がなされたかどうか、説明・答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 3番、池田君。

○3番（池田久男君） 5番目の労働者派遣法の改正の件については、意見は出ませんでした。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ざっと言って、まだたくさん項目があるわけですが、一つ一つお聞きしても、返ってくる答弁は、「審議はしませんでした」と、こういうことを私なりに推測をするわけです。

そうしますと、要は、総務委員会でこの陳情4号を審議をする。審議をする前に、この陳情書がどこから出たのか、出所で判断しちゃったということなんですよ。

陳情書を出した人間、あるいは陳情書を出した団体がどこかと、それが賛否の判断の基準だと、内容は別だと、内容はどうでもいいんだということで、この陳情4号については、出所で判断したことによって、内容の審議は極めて不十分、こういうことに尽きるというふうに思いますが、そういう私の判断について、間違いはないと思いますけれども、間違いだと言うのなら、必要にして十分な審議の内容を開陳していただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 3番、池田君。

○3番（池田久男君） この資料をさきに配付しておきましたので、委員の各皆さんは熟読して御判断されたと思っております。

また、出所の件については、委員会では何も意見もなかったです。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） これで、14番、伊藤君の質疑は終了いたしました。  
ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木三津男君） 以上で、総務常任委員長に対する質疑を打ち切ります。  
次に、産業建設常任委員長に対する質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木三津男君） 以上で、産業建設常任委員長に対する質疑を打ち切ります。  
次に、文教福祉常任委員長に対する質疑を許します。  
4番、水野君。

○4番（水野千代子君） まず初めに、本日の報告書を委員長が読まれましたが、私の聞き間違いかどうかというのもちよっとわかりませんが、平成22年8月28日というふうに朗読されました。しかしながら、訂正がございましたので、これは6月28日ではないかということを確認をさせていただきたいというふうに思います。

それから、今回の陳情でございます。

今回の選択的夫婦別姓法に反対するという意見書の提出をということの陳情かというふうに思いますが、これは内閣府が、2001年でございますが、世論調査の結果で、性別の夫婦別姓に対する賛成派が初めて反対派に上回ったということから、夫婦別姓の選択ができていいのではないかという、そういう機運が高まったことから、こういう法案が出されてきたのかなというふうには思うところでございます。

この夫婦別姓の制度というのは、別姓にしたい人は別姓にということで、同姓にしたい人は同姓という選択ができるという趣旨でもございますし、全夫婦が別姓にするという制度ではございません。どちらでも選択ができる、それぞれの人権が尊重される社会の構築には選択制ということも必要ではないかなというふうに思うところでございますが、この文教福祉委員会のほうでは、今回のこの陳情に対してこのような世論的な意見等の御意見があったかどうかということをお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 8番、杉浦君。

○8番（杉浦 務君） 日にちについては、6月28日でございます。訂正させていただきます。

それから、内容につきましては、そういう意見も出ました。

以上でございます。

○議長（鈴木三津男君） 4番、水野君。

○4番（水野千代子君） できれば、どういう御意見があったかということをお聞かせ願いたいというふうに思います。

世界によっては、国によって、それぞれ選択制というのは、それぞれの国がございませぬ。例えば、夫婦別姓の国とか、夫婦同姓の国、これは日本を代表するものでございませぬが、そのほかにも選択制の国というものもございませぬ。

選択制では、夫が旧姓で妻だけが選択できるとか、選択制の国でも夫婦ともに選択ができるという、こういう国もございまして、世界の中では、この選択制というものがとられている国も多くあるということも聞いておるところでございます。

そして、またこの選択制夫婦別姓制度の導入に関しては、民法の改正ではないかなというふうに思いますが、この民法の改正というのは、婚姻の最低年齢についてのことだとか、あと女性の再婚禁止期間についてだとか、非嫡出子の相続分などについてということも、今回の民法の改正に入っているというふうには聞いておりますが、この辺について、今回は夫婦別姓法に反対する陳情でございますが、そのほかにも民法の改正には、今言った、こういうものもございますが、この辺について委員会としてどのような意見が出されたのかということ、意見の内容をお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 8番、杉浦君。

○8番（杉浦 務君） そういう非嫡出子とか、そういう問題については大きくは取り上げられませんでしたので、この問題について特に中心にさせていただいておりますので、この別姓についての審議ということで、審議されました。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 以上で、4番、水野君の質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木三津男君） 以上で、文教福祉常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、上程議案4件と陳情2件について、討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

13番、丸山千代子君。

〔13番 丸山千代子君 登壇〕

○13番（丸山千代子君） 陳情第5号 貴町議会より日本政府および愛知県への「選択的夫婦別姓法に反対」の意見書の提出を求める陳情書に対してでございます。

法務省が選択的夫婦別姓制度試案を自民党に最初に提示したのが2001年であり、結婚による改姓が仕事や社会活動に不利益をもたらしたことから、別姓導入を求める声があがったことなどを受けたものでありました。それがいまだに実現しないのは、夫婦別姓になれば家族が崩壊するという意見が根強くあるからであります。

戦前の旧民法では、妻が夫の家の姓を強制されました。戦後の民法でも、同姓が原則で、日本の民法は100年以上にわたって夫婦同姓を義務づけてきました。

現民法では、夫か妻のどちらかの姓を名乗ってもいいことになっています。一見、男女平等に見えますが、実際には97%が夫の姓であり、結婚で姓を変えるのは圧倒的に女性の側であります。

社会や職場で活躍する女性が多くなり、また男女平等・個人尊重の意識が高まっていく中で、夫婦別姓も認め、男女平等が徹底する法制度にしてほしいという声が高まってきました。

実際の社会生活の中で、結婚による改姓でさまざまな不利益を受けているという訴えが相次いでいます。

現在は、別姓を望む夫婦がやむなく婚姻届を出さない事実婚をしたり、職場などで旧姓を通称使用しているケースがふえています。しかし、事実婚は法律上の夫婦でないこ

とから、相続や子供の姓、認知などで新たな問題が生じます。また、通称使用では、戸籍姓、旧姓と二つの姓を持つことになり、使い分けに伴う混乱と煩雑さは避けられません。

こうしたことから、法律上も夫と妻がそれぞれの姓を名乗ることもできるようにする選択的夫婦別姓制度が強く求められているのであります。

少子化や国際結婚、一人っ子同士の結婚の増加等で、現実、夫の姓への夫婦同姓制度が家やお墓の継承などの矛盾や悩みにもなっております。だからこそ、望む人に別姓を選択する自由を保障することが求められます。

外国では、選択制がドイツ、ロシア、オーストラリア、スイス、スウェーデン、別氏制が韓国、カナダ、中国、台湾、また民法上の規定のないのがアメリカ、フランス、イギリスとなっており、先進国で夫婦同姓は日本だけであります。インドやトルコなども、わずかとなっております。今や世界では、夫婦別姓を認めている国が多数であります。

国連の女性差別撤廃委員会は、2009年8月、日本政府に対して民法改姓を2年以内に改善すべき項目と勧告をしております。国内世論も、2009年12月の朝日新聞で、選択的夫婦別姓制度導入について、賛成が49%、反対が43%という結果になっており、希望する人が夫婦別姓を行うことは認めてもいいという社会的な合意が広がっております。家族の一体感、きずなに影響ないとする人は半数を超えています。

選択的夫婦別姓制度の実現は、単に姓の問題、不利益を受けた人の人権を守るということにとどまらない、真の男女平等の社会を築くための第一歩であります。

今、多様化した社会の中で、お互いの人格・個性・生き方を認めようという機運も高まってきています。別姓を望む人も、また望まない人も、一緒に民法改正の運動が広がっているということを述べ、選択的夫婦別姓に賛成の立場を明らかにし、この陳情に対して反対するものであります。

〔13番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（鈴木三津男君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

14番、伊藤宗次君。

〔14番 伊藤宗次君 登壇〕

○14番（伊藤宗次君） 陳情第4号 働く者の権利を守り、住民の安全・安心を確保し、憲法擁護・核兵器のない世界を求める陳情書に対する委員長報告は、不採択であります。したがって、委員長報告に反対をし、陳情書の採択を求める立場から、討論に参加するものであります。

「働く者の権利を守り、生活の向上実現」の陳情項目では、今日ほど働く者の権利が守られず、雇用する者、企業の都合と身勝手で働く者の雇用が不安な状況に置かれていることは、いまだかつてなかったことであります。

臨時だとか、非常勤だとか、期間工だとか、派遣だとか、さまざまな名前がつけられている不安定雇用の実態は、生活不安の広がりや地域経済の病弊へと結びつき、不況からの脱出、経済回復の足がかりや兆しを奪い、深刻さを深めている最大の要因になっているものであります。

陳情書が述べておりますように、非正規雇用者であっても時間給1,000円以上、

日額7,500円以上、月額16万円以上を確保し、ワーキングプア、働く貧困層をなくすことは、立場の違いはあったとしても、共通して改善を求める課題ではありませんか。

非正規雇用や派遣労働者など、リストラをすることを求めた失業者に対する就労支援を拡大・充実することを求める陳情は、当然であります。それは、地域経済の回復・発展にもつながることでもあります。

二つ目の「住民の暮らしを守り、安全・安心の公務・公共サービスの拡充」では、住民サービスの向上のために必要な正規職員で確保することを求めているのは、当然であります。

幸田町の実態は、正規職員314名に対して嘱託・非常勤・臨時など非正規職員は342名であります。正規職員の109%を占めているのが非正規職員であります。正規職員よりも多いのが幸田町の公共サービスの実態であります。非正規職員の正職員化を求める陳情書の願意は、まさに当然ではありませんか。

民営化、民間委託、指定管理者制度のもとで、町民会館、図書館、町民プールなどが委託されましたが、直営に戻すべきであります。

三つ目の「憲法9条を守り、核兵器廃絶・平和に向けた施策の取り組みを求める陳情書」の願意についてであります。

一昨年の4月、プラハでオバマアメリカ大統領は、核兵器のない世界を全世界に向けて核廃絶の声明を発したことは、御存じのとおりであります。核廃絶は、人類共通の願いであります。陳情不採択は、核のない世界の実現を永遠のかなたに投げやるものではありませんか。

日本国憲法は、世界に冠たる平和憲法であります。平和憲法を守り、平和に向けたさまざまな施策の取り組みは、憲法理念の実現であります。

4番目は、陳情書が求める、これらの課題を町議会の意思として意見書にまとめ国に提出をすることは、地権者・住民の負託にこたえた議会と議員の責務でもございます。

したがって、この陳情書を不採択にした委員長報告に反対をし、陳情書を採択し、町議会の意思として国に意見書の提出をすべきであると、このことを主張し、陳情書に賛成する討論といたします。

[14番 伊藤宗次君 降壇]

○議長（鈴木三津男君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木三津男君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木三津男君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

まず、第30号議案 幸田町火災予防条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第30号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第31号議案 財産の取得について（災害対応特殊救急自動車）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第31号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第32号議案 財産の取得について（高度救命処置用資機材）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第32号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第33号議案 平成22年度幸田町一般会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第33号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、陳情第4号 働く者の権利を守り、住民の安全・安心を確保し、憲法擁護・核兵器のない世界を求める陳情書に対する委員長報告は不採択であります。陳情第4号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第4号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第5号 「選択的夫婦別姓法に反対」の意見書の提出を求める陳情書に対する委員長の報告は不採択であります。陳情第5号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、陳情第5号は、採択することに決しました。

---

日程第3

○議長（鈴木三津男君） 日程第3 閉会中の委員会行政視察の件を議題といたします。

会議規則第73条の規定により、お手元に配付してあります一覧表のとおり、産業建設常任委員会委員長から委員会における所管事務に関する行政視察等を行いたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

産業建設常任委員長の申し出のとおり決定するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（鈴木三津男君） 御異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員長の申し出のとおり決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

お諮りします。

今回の定例会において議決された議案中、条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（鈴木三津男君） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することを決定いたしました。

これにて、平成22年6月11日招集された第2回幸田町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前 9時41分

○議長（鈴木三津男君） 閉会に当たり、町長のあいさつを行います。

町長。

〔町長 近藤徳光君 登壇〕

○町長（近藤徳光君） 議会の閉会に当たりまして、一言お礼のごあいさつをさせていただきます。

議員の皆様方におかれましては、本定例会に当たり、去る6月11日から本日までの18日間の長期にわたり、大変御多用中にもかかわらず、終始、御熱心に御審議をいただき、私どもが提案をさせていただきました全議案とも可決・承認を賜りましたことを心から感謝・お礼を申し上げます。

成立いたしました各議案の執行に当たりましては、本会議、委員会の審議の際にいただきました御意見・御提言等を十分に留意をいたし、今後の行政執行の面に生かしてまいりたいと思いますので、よろしくお祈りを申し上げます。

また、一般質問につきましては、どなたの質問も時宜を得た内容であり、その都度答弁をさせていただきましたが、さらに検討をいたし、今後の町政の推進に生かしてまい

りたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

ここで、2点ほど御報告をさせていただきます。

1点目は、本町におきましての交通死亡事故ゼロが600日に達成した件でございます。

愛知県においては、平成17年から5年連続交通死亡事故ワースト1位が続く中、本町におきましては、平成20年10月26日を最後に、ことしの6月18日まで600日間の長きにわたって死亡事故ゼロの記録が達成することになりました。

これは、警察御当局の努力はもとより、議員の皆さんを初め区長、交通指導員の皆さんなど、多くの関係団体の方々の地道な交通安全活動の成果があらわれたものと考えられます。また、町民の皆さんの深い御理解と御協力に対しても、大きな力であったというふうに思うわけでございます。

過去の最長記録は659日間でありましたが、今回の600日という節目を契機に、さらに交通事故の減少の記録の更新を目指してまいりたいと存じます。

2点目でございます。私ごとで恐縮でございますが、愛知県町村会主催の上海万博視察研修への参加の件でございます。

来る7月29日から8月1日までの3泊4日の研修でございますが、私は所用により2泊3日の予定、7月31日に帰庁いたす予定でございます。

中国の蘇州・上海市、上海万博を視察してまいりたいと存じますので、その間不在となりますが、よろしくお願いを申し上げます。

日程については、既にお手元に御案内のとおりでございますので、よろしくお願いをいたします。

さて、私にとりまして今議会は最後の定例会になるわけでありましたが、改めて一言お礼を申し上げたいと存じます。

平成10年8月30日、町長をお受けして以来、今日まで3期12年間の長きにわたり、議会を初め多くの町民の皆さん方、そして職員の方々のお力添えにより、大過なく今日を迎えることができ、心から感謝・お礼を申し上げます。長い間、大変ありがとうございました。

継続している諸般の事業につきましては、次期町長に託したいと考えております。当面、本町の防災上最大のアキレス腱である広田川の改修、遊水地を含む計画でございますが、既にその計画の全容を5カ年間にわたって、柳川の合流点まで改修をする。遊水地につきましては、用地買収着工の予定と伺っておりますが、引き続きまして上流部の舟山川の合流点まで国・県当局に改修促進を強く要望してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

私が最も心残りに思うことは、市町村合併の件であります。このことを町民の皆さんと対話する機会を設けることができず、申しわけなく思っておりますが、今、平成の大合併は終わったと言われておりますが、私はそうは思っておりません。

皆さん、御案内のように、平成15年11月に岡崎市と幸田町、旧額田町の1市2町の合併を本町は見送り、独自の道を歩むことといたしました。私は「合併問題は避けて通れぬ課題であり、合併のあるべき姿は12選挙区プラス蒲郡である」と言い続けて

まいりました。

幸田町は、自然も豊かで財政もよい。しかし、公的な病院もなく、ごみや火葬、下水道などは、隣接岡崎や蒲郡に依存をしているわけでございます。足らぬ面は補う必要がありますが、そのすべてを整備することは不可能な問題であり、また不合理と考えます。足らざるを補い、そして広域連携のまちづくりがまさに問われておるといふふうに思っております。

このため、市町村合併は行革の最たるものであり、少なくとも地方分権、地域主権の自治体参加を目指すときに、山と川と海を共有するふるさと、岡崎・幸田・蒲郡市を結ぶ人口50万の広域連携都市の実現は、道路・鉄道等のつながりもよく、交通環境も極めていい、3市町ともに互いに発展することができ、またその可能性は極めて高いと私は存じております。

さらに、今、西尾市と幡豆3町が合併に向けて進められておりますが、合併後の新西尾市が加われば、政令市に近い規模になり、既定の総合計画で示す私どもの幸田駅の橋上化はもちろんのこと、新幹線駅誘致も夢ではないと考えます。

以上、私の所信の一端を申し述べましたが、かつて昭和49年から1期、存在感を発揮して示された、今は亡き神本町長さんは、「先憂後楽」という名言を吐かれました。政治にかかわる者は、先を憂いて、住民の皆さんとともに後でその楽しみを分かち合う、こういうことをさとされました。

私の思いを次期町長に、その夢である岡崎・幸田・蒲郡を結ぶ広域連携都市実現に向けて御尽力をいただきたく、お伝えをする所存でございます。これは、夢のある持続可能な安定した活力のあるまちづくりにつながると確信してやまないからであります。

梅雨明けも近く、一段と暑さも増すかと存じますが、7月以降になりますと、彦左まつり、夏まつり、参議院議員通常選挙、町長及び町議会議員の補欠選挙等、諸般の行事が控えております。いろいろな面で、議員各位にはお力添えをいただくことになろうかと存じますが、体調管理にはくれぐれも御留意をいただき、本町発展のために御活躍あらんことを心から御祈念をいたしまして、ごあいさついたします。

ありがとうございました。

〔町長 近藤徳光君 降壇〕

○議長（鈴木三津男君） 議員各位には、何かと御多忙の中、長期間にわたり熱心に御審議を賜り、議事進行に御協力いただきまして、まことにありがとうございました。

理事者各位には、成立した議案の執行に当たっては、適切に運用されるようお願いいたします。

大変御苦労さまでした。

これにて散会いたします。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成22年6月28日

議 長 鈴 木 三津男

議 員 鈴 木 博 司

議 員 杉 浦 務